

## ■国民健康保険税（市町村税）

国民健康保険は、国民皆保険の考え方に基づき他の保険や生活保護受給世帯を除く全ての国民が加入します。国民健康保険税は国民健康保険事業（保険給付費や事務費等）に必要な費用に充てる目的税です。



納める人

原則として国民健康保険の被保険者である世帯主です。



納める額

その年度で必要となる医療費・介護費等に基づいて基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の総額をまず算出し、それを各被保険者に一定基準で割り振りをして納める額を算定し、合算します。

通常は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額とともに、所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額となります。

原則として、次の算式により計算されます。

※あん分率は市町村ごとにそれぞれ異なります。

### 1 所得割額

世帯に属する被保険者に係る  
基礎控除後の総所得金額等

×

あん分率

### 2 資産割額

世帯に属する被保険者に係る固定資産税額  
又は固定資産税額のうち土地及び家屋の税額

×

あん分率

### 3 被保険者均等割額

1世帯の被保険者数

×

あん分率

### 4 世帯別平等割額

1世帯

×

あん分率

合算

国民健康保険税



申告と納税

市町村から送付される納税通知書により、各市町村の条例で定める納期限（通常4月、7月、10月、1月の4回）までに納めます。

奈良県内では各市町村の条例により納期が4期～10期の間で定められています。



その他

国民健康保険税には、地方税法上に月割課税制度の明文規定はありませんが、税負担の不合理を是正する意味から、市町村の条例により行うことが可能で、次の場合などに行われます。

- ア) 賦課期日後の他の市町村からの転入や転出による納税義務の発生や消滅があった場合。
- イ) 世帯員の賦課期日後の他の社会保険等への加入や離脱があった場合。
- ウ) 出生や死亡等により一世帯に属する被保険者の増減があった場合。

このような場合、速やかに住所地の市町村の窓口にて申告する必要があります。